

# 輸入畜産物検査に関する検討について

農林水産省  
消費・安全局動物衛生課  
動物検疫所

## 現在の輸出国・地域別の検査体制

重要疾病 発生状況	発生国・地域	清浄国・地域
要求条件概要	<u>畜産物が病原体に汚染されている可能性があり、加熱・脱骨等のリスク低減措置を要求</u>	<u>清浄性を確認している国・地域については、輸出国政府による適切な管理と通報を要求</u>
違反の種類	証明書との不一致 加熱等の条件不適合	証明書との不一致
疾病侵入リスク	大きい	小さい
現物検査の目的	違反品の摘発 輸出国の検査体制の確認	輸出国の検査体制の確認 違反品の摘発
書類審査	<u>全申請について実施</u>	<u>全申請について実施</u>
現物検査実施率	<u>全申請について実施</u>	肉・臓器 <u>60%</u> ハム・ソーセージ・ベーコン <u>30%</u>
サンプリング数	申請数量の <u>0.5%</u>	申請数量の <u>0.5%</u>

諸外国における輸入畜産物検査の概要

項目	日本	EU	アメリカ	オーストラリア
検査の抽出数量	輸入検査申請量の概ね0.5% (申請量3梱包未満は全量)	貨物中の梱包の1% (最小は2個、最大は10個)	畜産物の種類とロットのサイズにあわせて抽出量を規定	1申請中のロット数又は梱包数量に応じて、抽出量を規定
抜き打ち検査	<p>【検査対象】 重要疾病清浄国から輸入される 骨、肉、脂肪、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器、ソーセージ、ハム及びベーコン</p> <p>肉、臓器、脂肪:概ね60% それ以外のもの:概ね30%</p>	<p>○カテゴリーⅠ (例)牛、豚等の生鮮肉等 20%以上</p> <p>○カテゴリーⅡ (例)家きん、兎、狩猟対象動物の肉等 50%以上</p> <p>○カテゴリーⅢ (例)骨、皮等 1%以上10%以下</p>	<p>【通常】 コンピューターシステム (AIIS3)で検査を割り当てる。</p> <p>【システムダウン時】</p> <p>①通常時 AUとNZ:1/20ロット CA:1/10ロット その他:1/8ロット</p> <p>②テロ危険度がオレンジ AUとNZ:1/10ロット CA:1/3ロット その他:1/4ロット</p> <p>③テロ危険度がレッド 全ての国:100%</p>	<p>○リスクカテゴリー (例)牛肉、調理家きん肉等 【第1段階:100%】 ↓ 5回連続合格 ↑ 1回不合格</p> <p>【第2段階:25%】 ↓ 20回連続合格 ↑ 1回不合格</p> <p>【第3段階:5%】</p> <p>○能動的監視カテゴリー (例)粉卵、蜂蜜等:10%</p> <p>○無作為監視カテゴリー (例)その他の食品:5%</p>
抽出の手法	無作為で抽出	無作為で抽出	<p>【通常】 AIIS3が出す無作為番号に従い抽出</p> <p>【システムダウン時】 無作為で抽出</p>	無作為で抽出
1回当たり20トンの牛肉(1カートン当たり10kg入りとし、梱包数は2000とする。)を、各10施設からそれぞれ100回輸入した場合の到着時の現物検査の抽出数				
試算	6000箱	2000箱	3750箱	第1段階:300箱 第2段階:300箱 第3段階:225箱 計825箱

## サンプリング手法の比較

方法	サンプリング手法 A	サンプリング手法 B
目的	違反率が一定水準以下であることを保証	品質管理工程が一定水準であることを監視
適用対象	違反によるリスクが高く、違反率を直接的に管理したい場合	品質管理工程を管理したい場合
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反品が摘発されなければ、違反率が一定の水準以下であることが保証できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●効率的に品質管理工程の水準を確認できる。</li> <li>●違反の状況により、検査の厳しさを変更できる。 →ロット抽出方式の適用が可能。</li> </ul>

# 輸入畜産物の検査最適化について

## 現在の検疫対応

### 1. 書類審査

全ての申請を審査

### 2. サンプル数

輸出国、畜種、申請数量に関わらず、一律0.5%を抽出して  
サンプリング検査(現物検査)

### 3. 検査対象の抽出

重要疾病の清浄国からの肉・臓器は申請件数の60%を、ハム・ソーセージ・ベーコンについては30%を抽出して現物検査

### 4. サンプル手法

無作為に選んだパレット(ひとまとまり)から防疫官が無作為に抽出して開梱

リスクを勘案し最適化

## 新しい検疫対応の検討方向

### A. 重要疾病発生国・地域

1. 書類審査 全ての申請(継続)

2. サンプル検査

違反率が一定以下となることを保証できる数を抽出

3. 検査対象の抽出 全ての申請の現物検査を実施(継続)

4. サンプル手法

現在の対応を継続すると共に、無作為性担保のための検証を検討

### B. 重要疾病清浄国・地域

1. 書類審査 全ての申請(継続)

2. サンプル検査

輸出国の管理体制が一定水準であることを監視できる数を抽出

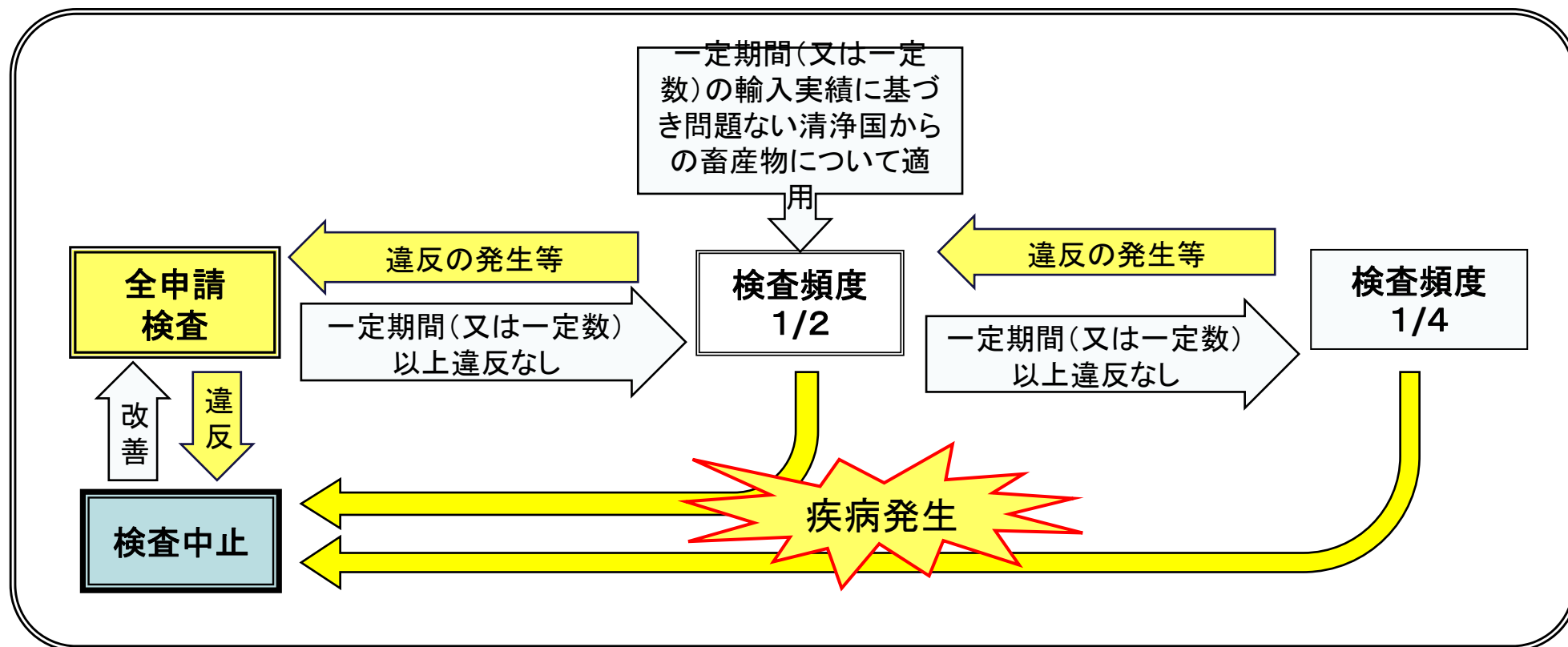
3. 検査対象の抽出

ロット抽出方式を適用

4. サンプル手法

現在の対応を継続すると共に、無作為性担保のための検証を検討

# 重要疾病清浄国・地域へのロット抽出方式の適用案



## 《参考》ロット抽出方式

ISO2859-3に規定される検査手法。連続して提出されるシリーズについて、一部の申請を検査なしに合格とする合否判定抜き取り検査手順。

### 適用範囲:

同等の品質と確信できる連続シリーズで、かつ、AQL方式<sup>(注)</sup>の抜き取り検査で検査水準がⅠ～Ⅲのなみ又は緩い検査となっているシリーズ。1つの違反で申請全体が不合格となるような場合には適用できない。

### 管理方法:

品質の善し悪しにより検査の頻度を変更する。

(注) AQL(合格品質水準、Acceptable Quality Level)以上の工程から生産されたロットの多くが合格となるような抜き取り検査方式

# 現物検査における抽出方法(2段階抽出方式)

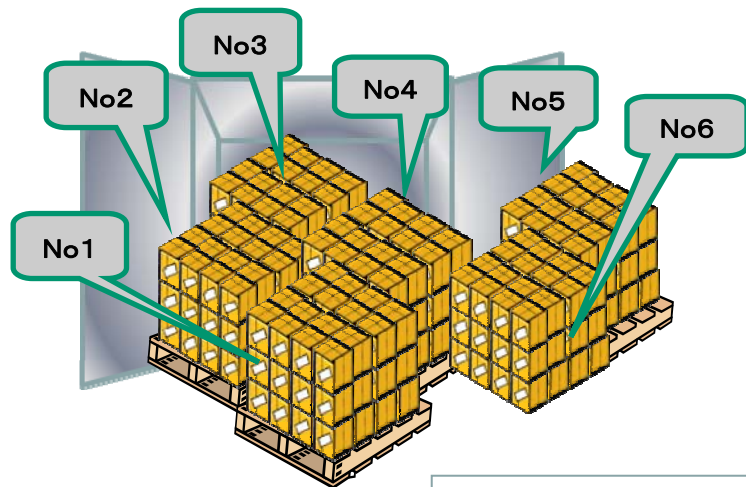
倉庫搬入時に品名、  
個数等を確認。  
異常があれば動物検  
疫所に報告。



検査が終了するまで家畜  
防疫官の許可なく開梱して  
はならない。

①

コンテナから梱包をパレットに積み替える際に、パ  
レット毎の番号を振り、動物検疫所に報告する。



②

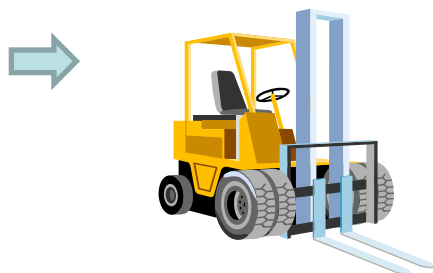
倉庫から報告を受けた動物検  
疫所は、その中からパレット番  
号を無作為に抽出して倉庫に  
搬出するパレットを指示する。



③へ

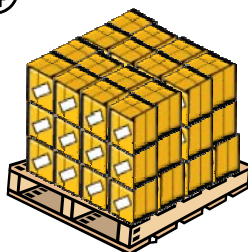
③

倉庫は指示されたパ  
レットを準備。



④

現物検査の前に搬出されて  
いるパレットに積まれている  
梱包のなかから検査をする  
梱包を防疫官が選択する。



⑤

選択した梱  
包の現物検  
査実施



抽出にあたって考  
慮すべき事項

- ① パレットあたりの最大抽出数(割合)は積まれている梱包数の1/2程度までとする。
- ② 発生国・地域からの加熱処理肉については加工の工程別に層別抽出を行う。
- ③ パレットの蔵置状況については必要に応じて家畜防疫官が確認を行う。